

新型コロナウイルスワクチン

海外渡航者に接種証明書を発行

海外渡航の予定がある人を対象に、市民課と健康増進課窓口で新型コロナウイルスワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)の発行を開始しました。また、12~15歳で優先接種の対象となる人の接種についてお知らせします。

新型コロナウイルスワクチン接種証明書

ワクチンの接種歴を証明するワクチン接種証明書の申請を受け付けています。証明書があると海外渡航先での入国時の隔離期間の短縮・免除などの緩和措置を受けられる場合があります。証明書による緩和措置は渡航する国・地域によって異なるため、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>)で確認してください。

なお、証明書は海外渡航目的以外での申請はできません。
申請方法＝市民課(市役所1階)または健康増進課(保健福祉館内)にある申請書と申請に必要な物を持って市民課または健康増進課へ。郵送の場合は市民課(〒286-8585 花崎町760)へ。申請書は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/download/page0336_00002.html)

からもダウンロードできます

申請に必要な物

- 接種済証または接種記録書のコピー
- 本人確認書類*1
- パスポートの顔写真があるページのコピー
- パスポートに旧姓・別姓・別名(英字)がある場合にはそれが確認できる本人確認書類*1
- 代理人が申請する場合は委任状と代理人の本人確認書類(法定代理人の場合は、申請者との関係が分かる物)
- 郵送で申請する場合は返信用の宛名を書いて、切手を貼った返信用封筒と返送先の住所が記載された本人確認書類のコピー

*1 郵送の場合はコピー可

※くわしくは市民課(☎20-1525)または成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室(☎33-7611)へ。

12~15歳で優先接種の対象となる人は

7月下旬に12~15歳の人に接種券を発送しました。次の人は優先接種の対象になります。

障害者手帳などを持っている人*2・基礎疾患がある人*3

接種券が届いたら、かかりつけ医に相談して接種の予約をしてください。かかりつけの医療機関が接種を行っていない場合は接種券に同封のチラシを確認し、ほかの医療機関での個別接種または集団接種の予約をしてください。

集団接種を希望する場合は事前に申告が必要です。申告して3日後(土・日曜日、祝日、振替休日を除く)から集団接種の予約をすることができます。16歳以上の人の申告も引き続き受け付けています。

申告方法＝住所・氏名・生年月日・電話番号・基礎疾患の種類を成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0570-037-567)へ。ちば電子申請サービス(https://s-kantan.jp/city-narita-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)でも申告できます



*2 身体障害者手帳(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓・免疫機能)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療(精神通院医療)を利用している人

*3 慢性の心臓病・腎臓病・呼吸器疾患や糖尿病などの基礎疾患がある人、免疫抑制剤や抗がん剤治療を受けている人、BMI30以上の人など

接種予約を受け付けています

市では現在、50歳以上の人、障害者手帳などを持っている人、基礎疾患がある人、高齢者施設などに勤務している人の接種を行っています。接種を希望する人は、医療機関での個別接種または集団接種を予約してください。

なお、15歳以下の人優先接種を希望する場合には、予診票の署名欄に保護者が署名してください。

ワクチン接種に関する問い合わせ先

※7月21日時点の情報です

○市が行う接種については

- ・成田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター……☎0570-037-567(平日の午前8時30分~午後5時15分)
- ・成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室……………☎33-7611(平日の午前8時30分~午後5時15分)

○ワクチン接種全般については

- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター……………☎0120-761770(午前9時~午後9時)
- ・県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口……………☎03-6412-9326(24時間年中無休)